

小規模企業共済制度の現状

平成 27 年 12 月

中小企業庁

1. 制度の現状

(1) 小規模企業共済制度の概要

- ▶ 小規模企業の個人事業主とその共同経営者や会社の役員が、廃業・退職後の生活の安定等を図るための資金として積み立てを行う共済制度。運営主体は、(独) 中小企業基盤整備機構。
- ▶ 現行制度では、個人事業の廃止、会社等解散など廃業に至る場合について、A共済事由として最も手厚い共済金を支給。また、B共済事由として老齢給付の仕組みを設けている。

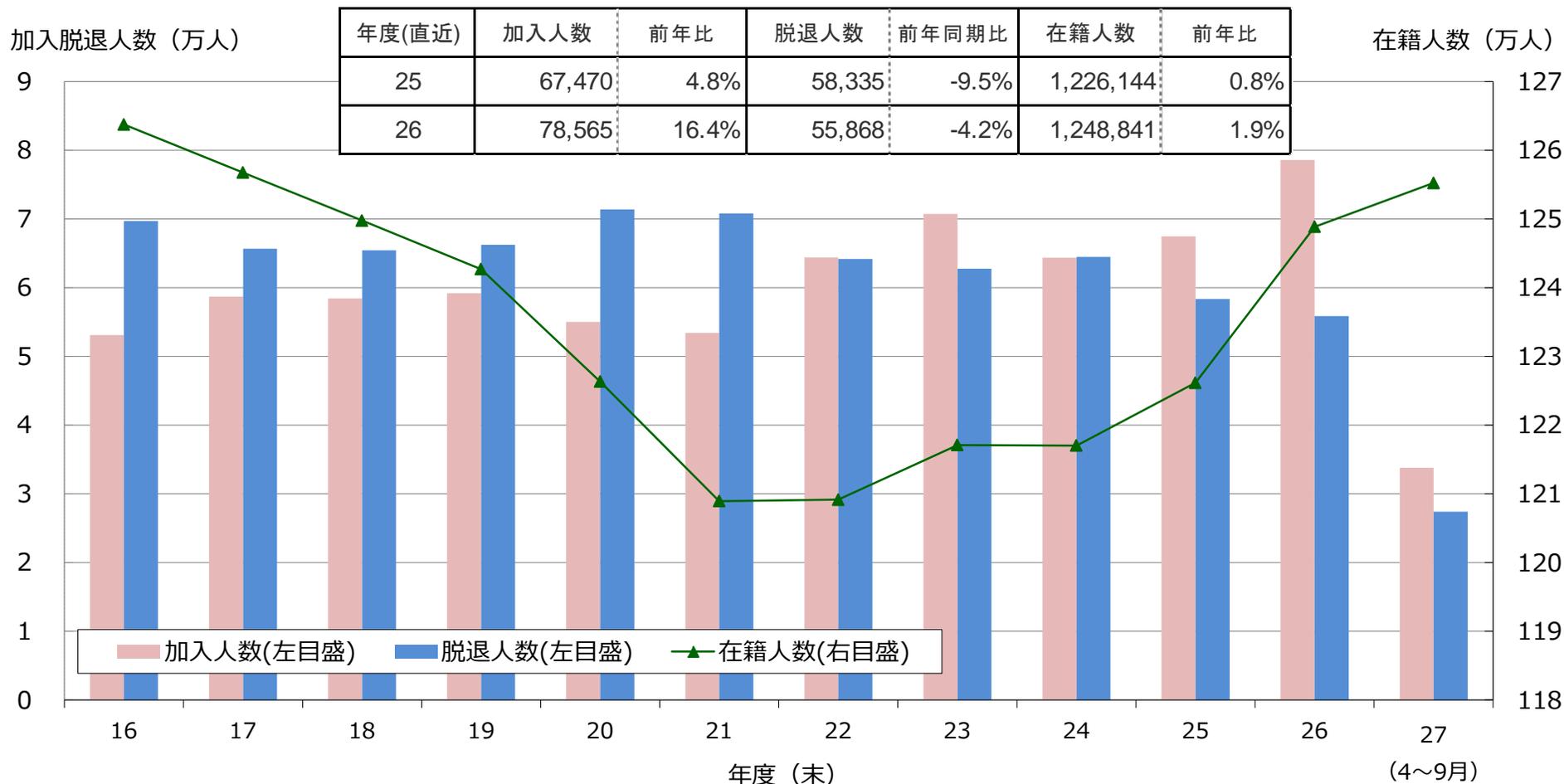
- 加入資格 : 小規模企業の個人事業者とその共同経営者、会社役員
- 制度開始 : 昭和40年12月
- 在籍者数 : 124.9万人 (平成26年末)
- 資産総額 : 8兆6,955億円 (平成26年度末)
- 月額掛金 : 1千円~7万円
- 共済金等総支給額 : 5,564億円 (共済金平均支給額 : 1,075万円) (平成26年度)

○共済事由の内容

| 共済事由 地位 | A共済事由 | B共済事由 | 準共済事由 | 解約事由 |
|---------------------|---|--|---|--|
| | ← 高 支給金額 低 → | | | |
| 個人事業者 (共同経営者を含む) | <ul style="list-style-type: none"> ○個人事業の廃止 (※) 親族外に事業譲渡を行った場合を含む ○死亡 | <ul style="list-style-type: none"> ○老齢給付 (65歳以上で180か月以上掛金を納付) | <ul style="list-style-type: none"> ○個人事業者が配偶者又は子に事業を譲渡 ○法人成りし、その会社の役員に就任しない場合 | <ul style="list-style-type: none"> ○12月以上の掛金の滞納・共済金等の不正受給 ○任意解約 ○法人成りし、その会社の役員となる場合 |
| 会社等役員 | <ul style="list-style-type: none"> ○会社等の解散 | <ul style="list-style-type: none"> ○老齢給付 (65歳以上で180か月以上掛金を納付) ○死亡、疾病、負傷による退任 | <ul style="list-style-type: none"> ○会社等役員の退任 (死亡・疾病・負傷・解散を除く。) | <ul style="list-style-type: none"> ○12月以上の掛金の滞納・共済金等の不正受給 ○任意解約 |

(2) 加入・脱退・在籍者数の推移

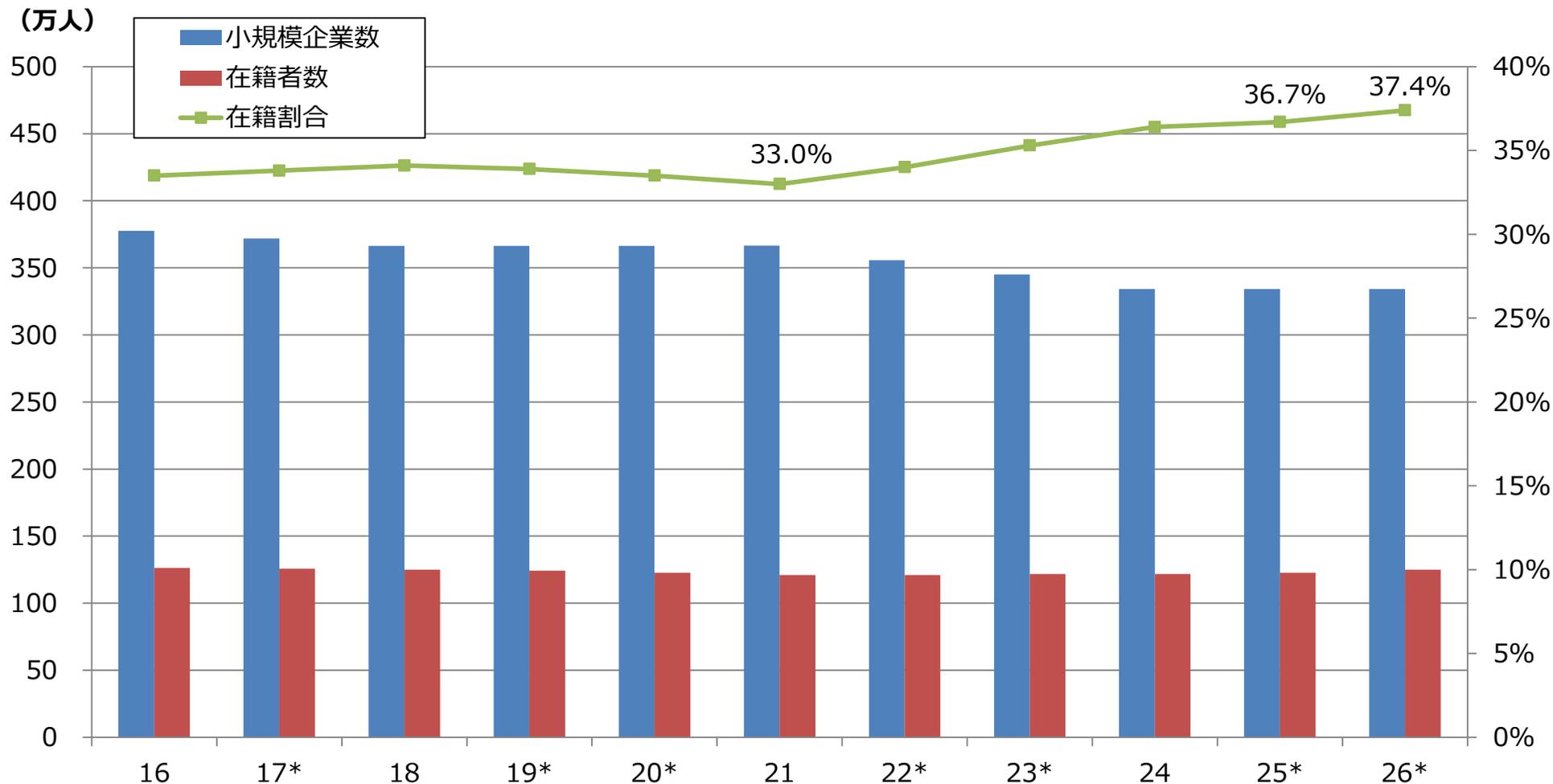
- 平成21年以降、加入者数と脱退者数が逆転し、在籍人数は増加に転じている。
- 加入人数は近年は6～7万人で推移。脱退人数も同水準で推移しているが、平成26年度は加入が脱退を大きく上回った。
- 27年度の機構の加入目標件数は、新規と増額を併せて92,000件で、27年8月までに46,098件を達成（達成率50.1%）。第3期中期目標期間（平成26～30年度）中に460,000件の加入獲得を目指している。



※27年度（4～9月）実績：加入人数33,777人、脱退人数27,386人、期末在籍人数1,255,232人

(3) 在籍者割合の推移

○小規模企業数に対する共済制度在籍者数の比率（在籍比率）は、平成21年度以降上昇傾向にある。



(注) 小規模企業数：中小企業白書（付属統計資料 1表「産業別規模別事業所・企業所数(民営) (2) 企業ベース」の『非1次産業計』)より抜粋。

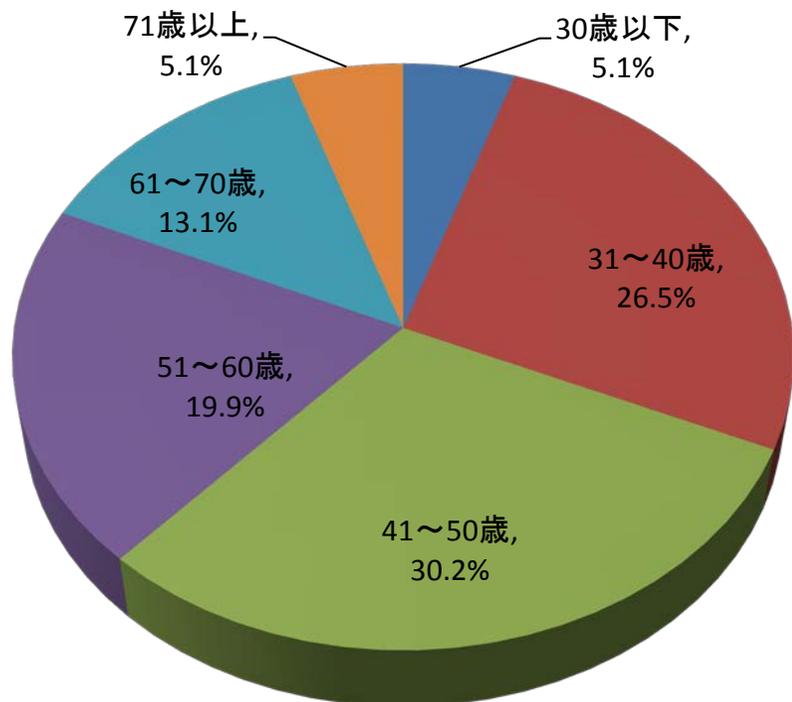
* の年は、前後の調査年の値から算出。

出典：独立行政法人中小企業基盤整備機構

(4) 共済契約者の年齢構成

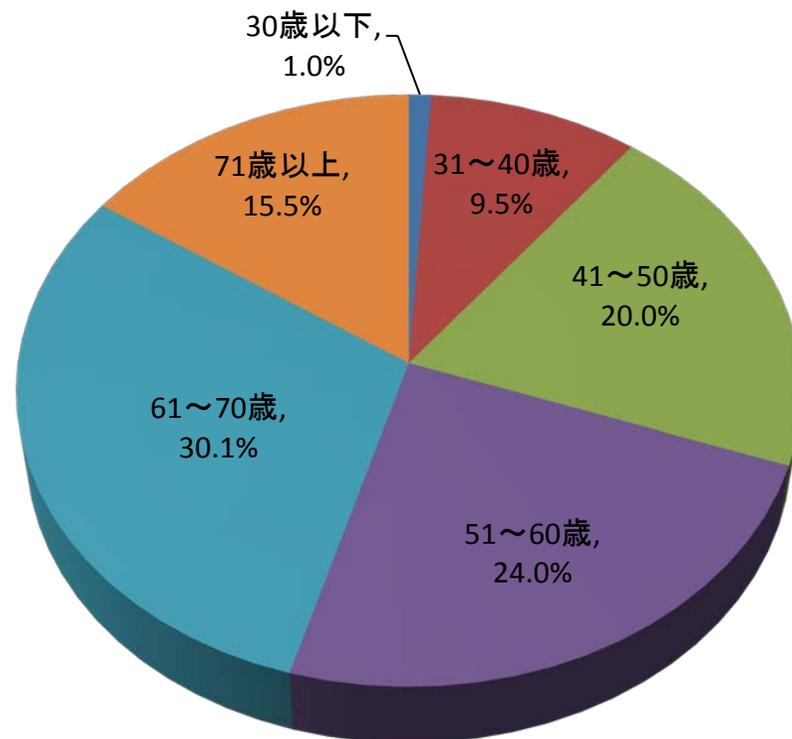
- 新規加入者の年齢構成では「41～50歳」が約30%と最も多く、次いで「31～40歳」が続く。平均年齢は48.1歳となっている。
- 在籍者で見ると、「61～70歳」が約30%で、61歳以上で45%を超える。

単年度新規加入者（平成26年度）



平均年齢：48.1歳

総在籍者（平成27年3月末時点）

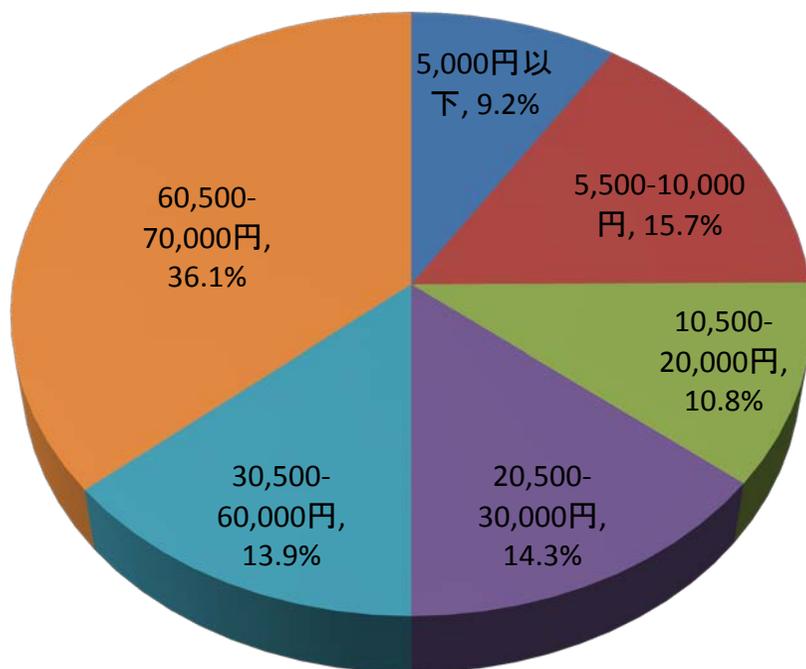


平均年齢：57.7歳

(5) 掛金月額別の構成

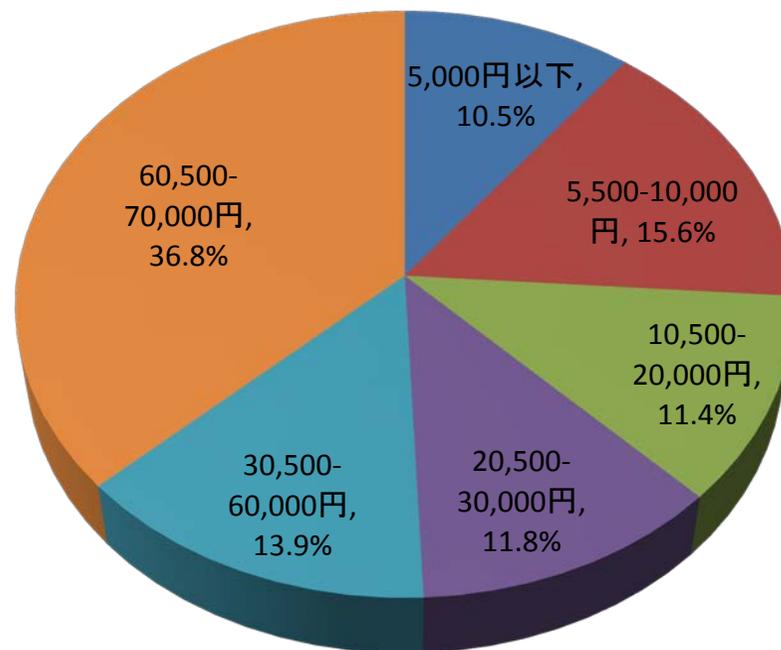
- 加入者・在籍者とも、掛金月額「60,500～70,000円」の者の割合が、36%程度と最も高くなっている。
- 平均掛金月額も、加入者・在籍者とも、4.0万円となっている。

単年度新規加入者数（平成26年度）



平均掛金月額：4.0万円

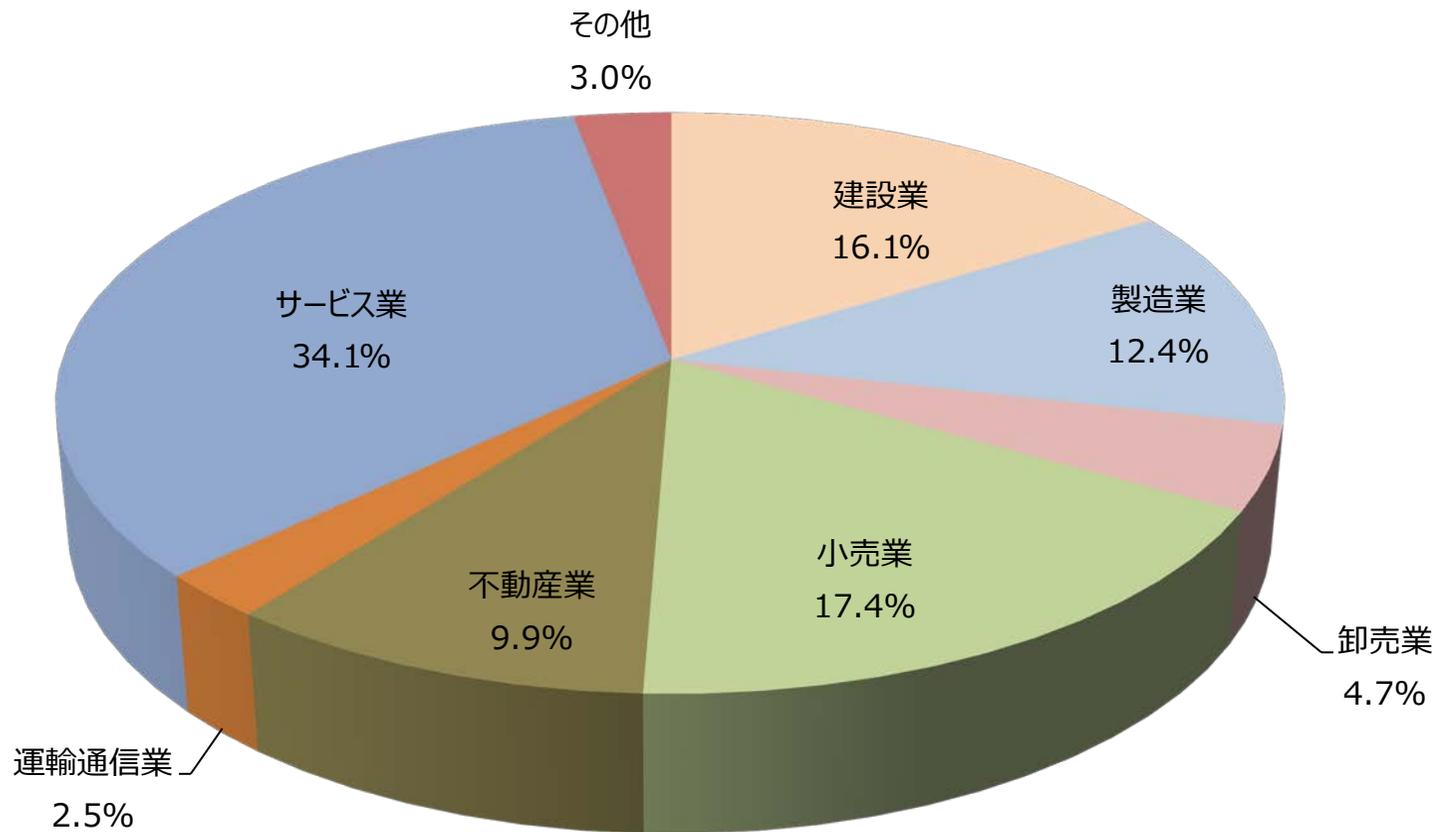
総在籍者数（平成27年3月末時点）



平均掛金月額：4.0万円

(6) 業種別の在籍者分類

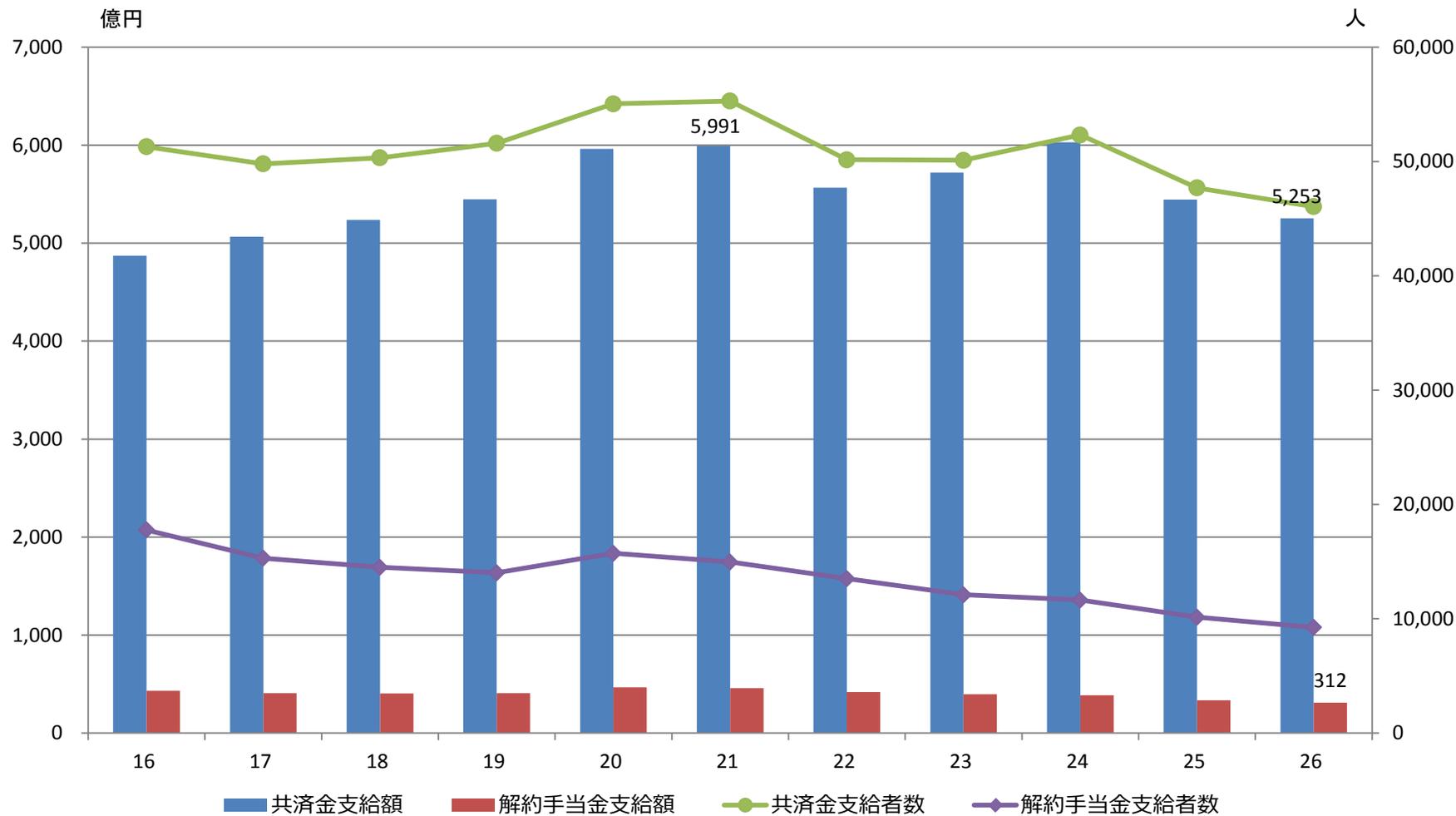
○業種別に見ると、サービス業が3分の1程度を占め、次いで小売業、建設業、製造業の割合が高くなっている。



出典：独立行政法人中小企業基盤整備機構

(7) 共済金等の支給

- 共済金の支給金額は、平成16年度以降増加して平成22年度に6,000億円近い水準となったが、近年は支給者数とあわせて減少傾向にある。
- 解約手当金は、平成16年度以降、金額・支給者数とも減少傾向にある。



(8) 収支（掛金－共済金等）の状況

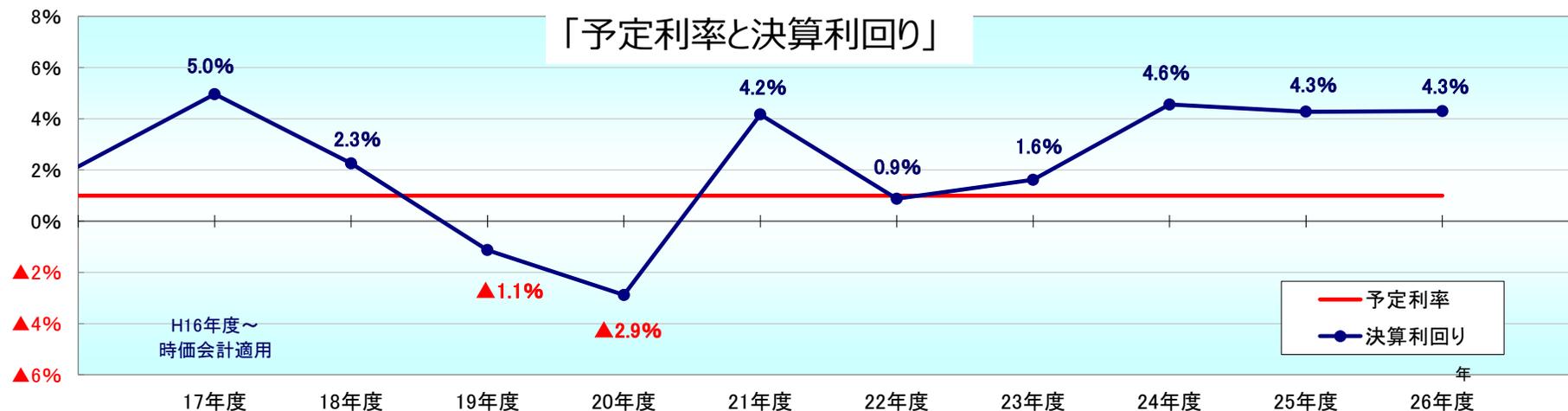
- 平成26年度を除いて、共済金等支給額が掛金収入額を上回る状況が続いてきた。
- キャッシュフロー上は、共済金等の支給に対して掛金と債券等の利金収入で対応。平成20、21年度及び24年度は「掛金＋利金収入」よりも共済金等の支給額が多かったため、満期を迎えた債券の償還金等で対応している。

(金額単位：億円)

| | H16年度 7月～3月 (9ヶ月) | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 |
|-----------------------|-------------------------|-------|-------|-------|---------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|
| 掛金収入(a) | 3,838 | 5,068 | 5,135 | 5,213 | 5,239 | 5,157 | 5,156 | 5,260 | 5,332 | 5,437 | 5,597 |
| 共済金支出(b) (解約手当金含む) | 3,660 | 5,467 | 5,644 | 5,849 | 6,423 | 6,442 | 5,976 | 6,105 | 6,408 | 5,775 | 5,553 |
| 収支差(c) (=a-b) | 178 | ▲ 400 | ▲ 508 | ▲ 636 | ▲ 1,184 | ▲ 1,285 | ▲ 820 | ▲ 845 | ▲ 1,075 | ▲ 338 | 44 |
| 国内債券（簿価）利金等 収入(d) | 660 | 910 | 898 | 917 | 959 | 950 | 966 | 977 | 977 | 981 | 990 |
| 収支差+利金収入 (=c+d) | 838 | 510 | 390 | 281 | ▲ 226 | ▲ 336 | 146 | 132 | ▲ 99 | 644 | 1,034 |
| 国内債券（簿価）償還金 | 4,713 | 7,684 | 6,298 | 4,848 | 4,840 | 4,586 | 4,453 | 4,558 | 4,769 | 4,436 | 4,299 |

(9) 予定利率と運用利回り、当期損益と剰余金・欠損金の推移

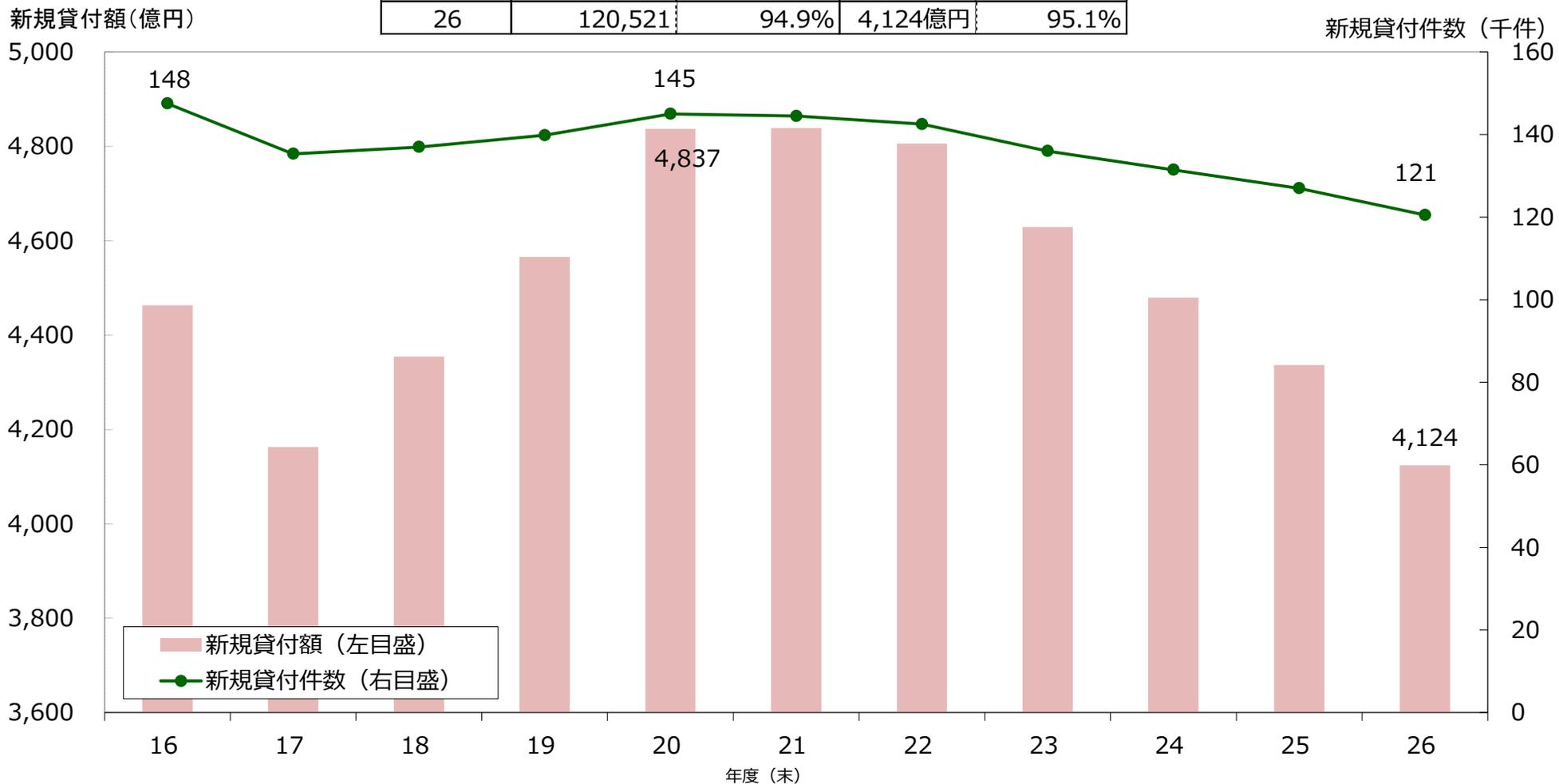
- 平成15年まで運用利回りが予定利率を下回ったことから累積欠損金が拡大。平成16年度に予定利率を2.5%から1.0%に引き下げたこと、また、運用環境が良好であったことから累積欠損金は平成18年度まで順調に減少。
- 平成19年度以降は、サブプライム問題やリーマンショック等の影響を受けて、運用環境が大きく変動している。
- 平成26年度に累積欠損金は解消して、683億円の利益剰余金の発生している。



(10) 共済契約者貸付けの推移

○貸付件数は平成20年度、貸付額金額は平成21年度をピークに減少傾向。

| 年度(直近) | 新規貸付件数 | 前年同期比 | 新規貸付額 | 前年同期比 |
|--------|---------|-------|---------|-------|
| 25 | 126,982 | 96.6% | 4,337億円 | 96.8% |
| 26 | 120,521 | 94.9% | 4,124億円 | 95.1% |



※ 契約者貸付けの件数・金額は、「一般貸付け」と「特別貸付け」の合計。

2. 平成27年小規模企業共済法改正について

(1) 平成27年法律改正の主な内容① – 共済事由の見直し –

① 個人事業者の親族内における事業承継の円滑化

個人事業者が親族内で事業承継した場合の共済事由を廃業と同様に引き上げ（準共済 → A共済）

② 会社役員の次世代への交代の円滑化

65歳以上で役員退任する際の共済事由の引き上げ（準共済 → B共済）

| 共済事由 | A共済事由 | B共済事由 | 準共済事由 | 解約事由 |
|---------------------|--|---|---|--|
| 地位 | | | | |
| 個人事業者 (共同経営者を含む) | <ul style="list-style-type: none"> ○個人事業の廃止 (注) 配偶者又は子以外の者に事業譲渡を行った場合を含む ○個人事業者が配偶者又は子に事業を譲渡 ○死亡 | <ul style="list-style-type: none"> ○老齢給付 (65歳以上で180か月以上掛金を納付) | <ul style="list-style-type: none"> ○個人事業者が配偶者又は子に事業を譲渡 ○法人成りし、その会社の役員に就任しない場合 | <ul style="list-style-type: none"> ○12月以上の掛金の滞納・共済金等の不正受給 ○任意解約 ○法人成りし、その会社の役員となる場合 |
| 会社等役員 | <ul style="list-style-type: none"> ○会社等の解散 | <ul style="list-style-type: none"> ○老齢給付 (65歳以上で180か月以上掛金を納付) ○死亡、疾病、負傷による退任 ○65歳以上の役員の退任 | <ul style="list-style-type: none"> ○会社等役員の退任 (死亡・疾病・負傷・解散を除く。) | <ul style="list-style-type: none"> ○12月以上の掛金の滞納・共済金等の不正受給 ○任意解約 |

① 親族内承継を廃業と同様の共済事由に引き上げ

② 65歳以上については共済事由を引き上げ

(2) 平成27年法律改正の主な内容② – 利便性の向上 –

| 改正項目 | 改正内容 |
|-------------------|--|
| 申込金の廃止 | 申込金を廃止することにより申込みを行う共済契約申込者や中小機構等の事務手続負担を軽減することを優先すべきと考えられることから、申込金を廃止する。 |
| 掛金月額を減少を行う際の要件の廃止 | 共済契約者からの掛金月額の減少について、柔軟な変更を可能とする。 |
| 共同経営者の通算事由の追加 | 共同経営者の退任について、掛金納付月数の通算を認める。 |
| 共済契約の解除の例外 | 共済契約者の責に帰することができない事由に起因して生じた掛金の滞納した場合は、契約を解除しないこととする。 |
| 共済金の分割支給の支払い回数の拡大 | 共済金の支給月を、現行の年4回（毎年2月、5月、8月、11月）から奇数月（毎年1月、3月、5月、7月、9月及び11月）の6回支給とする。 |
| 遺族の範囲の拡大 | 共済契約者が死亡したときに共済金を受け取れる遺族の範囲について、生計を維持していない親族（曾孫、甥、姪）を追加する。 |

(3) 平成27年改正に伴う契約者貸付制度の創設 – 廃業準備貸付け –

| | |
|-----------|--|
| 名 称 | 廃業準備貸付け |
| 受付開始 | 平成27年10月1日 |
| 内容 | 事業廃止（個人事業の廃止または会社の解散）を円滑に行うために必要な資金を貸し付ける |
| 貸付資格要件 | 事業廃止についての計画を有している共済契約者。 「事業廃止の計画」は、所定の様式に必要事項を記入して申請し、中小機構の承認を受けることが必要。 |
| 貸付限度額 | 掛金の範囲内（掛金納付月数により、納付済み掛金の7～9割）とする。 |
| 貸付額 | 50万円～1,000万円（5万円単位）とする。 他の貸付けとの併せ貸しの場合の上限は、1,500万円 |
| 資金の使途 | 事業廃止に必要な資金（設備等の処分費用、事業取引等に係る清算費用、従業員への退職給付費用等）とする。 |
| 借入れ申込受付期間 | 事業廃止予定日の1年前からとする。 （例）平成29年3月31日に事業廃止予定の場合；平成28年3月31日～平成29年3月30日 |
| 貸付期間 | 12月 |
| 償還方法 | 期限一括償還（事業を廃止して共済金の請求があった場合は、支給される共済金からの控除によって償還される取扱いとする）。 |
| 貸付利率 | 年0.9% |
| 担保・保証人 | 不要 |

1. 背景

- ・事業承継の形態が多様化し、20年前は親族内承継が約9割であったが、近年は親族外承継が約4割と増加傾向であるため、親族外承継を円滑化するための措置を講じることが必要。
- ・中小企業基本法等で掲げられた「事業承継の円滑化」を促進する施策を措置し、中小企業・小規模事業者の持続的発展を図る。

2. 法律の概要

- (1) 経営承継円滑化法において親族外承継の増加に伴い、親族外後継者が贈与を受けた株式等を遺留分減殺請求の対象から除外する等
- (2) 小規模企業共済法において安心して事業承継できる環境を整えるため、親族内で事業承継した際の共済金の支給額を引き上げる等

3. 措置事項の概要

A. 経営承継円滑化法の改正

遺留分特例制度とは

- 安定した会社経営のためには、後継者への株式集中が必要。
- ただし、後継者以外の遺族には遺留分(※)が存在。遺留分の放棄が法的に確定しないと、後継者は後で遺留分相当の株式を請求されるおそれ。
- (※)相続財産は原則として遺言により自由に処分できるが、遺族の生活保障等のため、遺族に留保される相続財産の一定割合(原則法定相続分の2分の1)。
- 遺留分放棄の確定には、遺留分権利者一人一人が家裁の許可を得ることが必要で手間がかかるため、手続が進みにくい。



- 後継者が事前に遺留分権利者と合意し、経済産業大臣の確認を受けることにより、家裁の申請手続を後継者が単独で行うことが可能となり、家裁の許可を受けて株式の集中が可能に。

改正内容(1): 遺留分特例制度の対象を親族外へ拡充

親族外承継の割合が増加傾向であるため、遺留分特例制度の対象を「親族外」へ拡大。【第3条～第6条、10条】

改正内容(2): 中小企業基盤整備機構(中小機構)による事業承継サポート機能の強化

事業承継に係る計画的な取組を後押しするため、経営者、後継者等に対して必要な助言を実施。【第15条】

B. 小規模企業共済法の改正

小規模企業共済制度とは = 「経営者の退職金制度」

個人事業者や会社等の役員が、廃業・退職後の生活の安定等を図るための資金として積み立てを行う共済制度。(中小機構が実施)
(掛金月額: 1千円～7万円)

改正内容(1): 個人事業者の親族内における事業承継の円滑化

現行制度は、廃業した場合に最も多額の共済金を支給するが、個人事業者が親族内で事業承継した場合も、廃業と同様の支給額とする。【第7条、第9条】

<月額4万円で20年間納付した場合の支給額>

| | | |
|--------|---------|--------------------|
| 廃業時 | 1,115万円 | (改正後) → 1,115万円 |
| 親族内承継時 | 968万円 | |

改正内容(2): 会社役員の子世代への交代の円滑化

現行制度は、「65歳以上かつ15年以上加入」で、会社役員に在籍したまま高い共済金が支給される(老齢給付)。65歳以上の会社役員については、退任時の支給額を、老齢給付と同様の支給額とする。【第7条、第9条】

<月額4万円で10年間納付した場合の支給額>

| | | |
|------|-------|------------------------------|
| 老齢給付 | 504万円 | (改正後) 65歳以上の場合 → 504万円 |
| 役員退任 | 480万円 | |

改正内容(3): 小規模企業の経営状況に応じた掛金の柔軟化

現行制度では、経営の悪化、疾病・負傷等の場合を除き、毎月支払う掛金の額の減額が認められないところ、柔軟に変更可能とする。【第8条】

C. 中小機構法の改正

- 中小機構による経営者等に対する事業承継サポート機能強化(経営承継円滑化法の改正内容(2))【第15条】
- 中小機構による「申込金」に係る金融機関への委託業務の廃止(共済加入時の「申込金」を手続き面の簡素化の観点から廃止する。【第17条】)

【参考】小規模企業共済制度の沿革－これまでの改正の経緯－

小規模企業共済制度は、昭和40年（1965年）12月1日に発足以降、数次にわたり制度内容等の改正を実施。

| | 施行日・主な内容 |
|-----------------------------------|--|
| 小規模企業共済法制定 (昭和40年6月1日 法律第102号) | 昭和40年6月1日（制度の発足は同年12月1日） ●旧第2種共済のみで制度発足 |
| 昭和42年度改正 (昭和42年7月28日 法律第91号) | 昭和42年7月28日 ●現行の旧第1種共済制度の創設 ●掛金納付月数の通算制度（配偶者または子による承継相続等）の導入 |
| 昭和47年度改正 (昭和47年6月15日 法律第63号) | 昭和47年6月15日 ●掛金月額の最高限度の引上げ（5,000円から10,000円） ●契約者貸付制度の創設（一般貸付け） |
| 昭和52年度改正 (昭和52年5月31日 法律第52号) | 昭和52年5月31日 ●掛金月額の最高限度の引上げ（10,000円から30,000円）および掛金月額の最低限度の引上げ（500円から1,000円） ●老齢給付の要件の緩和（掛金納付月数を20年から15年に短縮） |
| 昭和57年度改正 (昭和57年5月18日 法律第49号) | 昭和57年7月1日 ●掛金月額の最高限度の引上げ（30,000円から50,000円） ●共済金の受給に必要な掛金納付月数の短縮（12ヶ月以上から6ヶ月以上） ●共済契約解除の手続きの簡素化 ●契約者貸付制度の創設（傷病災害時貸付け） |
| 平成元年度改正 (平成元年6月28日 法律第49号) | 平成元年10月1日 ●掛金月額の最高限度の引上げ（50,000円から70,000円） ●共済金の分割支給制度の導入 ●共済資産の生命保険による運用の実施 |

| | |
|-----------------------------------|---|
| 平成6年度改正 (平成7年3月27日 法律第44号) | 平成8年4月1日 ●共済金および解約手当金の額の引下げ ●共済金および解約手当金の額の計算方法の変更（経過措置） ●分割共済金の分割支給率の引下げ ●前納減額金の減額割合の変更 ●掛金掛止め制度の導入 ●掛金月額の減額要件の緩和 ●契約者貸付制度の創設（創業転業時貸付け）・拡充 ●旧第2種共済制度の廃止および新規加入の停止 |
| 平成10年度改正 (平成10年12月18日 法律第147号) | 平成12年4月1日 ●共済金および解約手当金の額の引下げ ●分割共済金の分割支給率の引下げ ●共済金の新たな支給方法の追加（「一括払と分割払の併用制」の導入） ●前納減額金の減額割合の変更 ●契約者貸付制度の創設（新規事業展開等貸付け、福祉対応貸付け）・拡充 |
| 平成15年度改正 (平成15年6月18日 法律第88号) | 平成16年4月1日 ●共済金額規定等（共済金額・分割支給率）の政令事項化 ●共済金および解約手当金の額の引下げ ●短期掛金区分に係る解約手当金算定方法の改善 ●分割共済金の分割支給率の引下げ ●前納減額金の減額割合の変更 ●余裕金の運用に関する基本方針の作成義務化 ●忠実義務および禁止行為等機構役員の行為準則の規定化 ●契約者貸付制度の創設（緊急経営安定貸付け）・拡充 |
| 平成22年度改正 (平成22年4月21日 法律第24号) | 平成23年1月1日 ●加入資格の拡大（共同経営者の加入） ●共済契約の締結拒絶事由の追加 ●共済契約のみなし解除事由の見直し ●共済契約に係る掛金納付月数の通算の対象者の拡大 ●契約者貸付制度の創設（事業承継貸付け） |
| 平成25年度改正 (政令改正平成26年1月7日公布) | 平成26年4月1日 ●加入対象の拡大 (宿泊業、娯楽業の対象拡大（5人以下→20人以下）) |